

令和 8 年度
地域整備方向検討調査
新庄二期地域構想設計業務

特 別 仕 様 書

東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条 令和8年度地域整備方向検討調査新庄二期地域構想設計業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書に基づいて実施するものとする。

(目的)

第1-2条 本業務は、地域整備方向検討調査「新庄二期地域」に係る事業構想策定の基礎資料とするため、施設計画の検討等を行うものである。

(場所)

第1-3条 本業務において対象とする地域は、山形県新庄市他2村地内であり、別紙1「位置図」に示すとおりである。

(一般事項)

第1-4条 業務請負契約書、設計共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は、監督職員と密接に連絡を取り円滑な作業を図るものとする。
- (2) 作業実施のための立ち入り等は、設計共通仕様書第1-16条によるが、現地立ち入り及び作業に伴う立木伐採等については、事前に監督職員の承諾を得るとともに、所有者の承諾を得た後行うものとする。
また、伐採は必要最小限にとどめ、伐採した有価木は付近に整理し、みだりに第三者に被害を与え、トラブルの生じることがないように留意するものとする。

(管理技術者)

第1-5条 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選 択 科 目
技 術 士	総合技術監理	農業 - 農業土木 農業 - 農業農村工学
	農 業	農業土木 農業農村工学
博 士	農 学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(照査技術者)

第1-6条

- (1) 照査技術者は、設計共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選 択 科 目
技 術 士	総合技術監理	農業 - 農業土木 農業 - 農業農村工学
	農 業	農業土木 農業農村工学
博 士	農 学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(2) 共通仕様書第1－7条第4項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。

- ①業務計画書作成時
- ②整備水準の検討、資料作成時
- ③事業構想検討時
- ④その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合

また、「照査手引書」に基づく、照査により作成した資料は、共通仕様書第1－7条第5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

(3) 当該業務の中で照査担当者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者の確認)

第1－7条 担当技術者は、共通仕様書第1－8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1－8条 設計共通仕様書第1－11条における業務組織計画の作成及び設計共通仕様書第1－12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1－9条 受注者は、設計共通仕様書第1－37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2－1条 作業の基本事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月
1	国営土地改良事業調査計画マニュアル (案)	農業農村整備事業計画研究会	令和5年3月
2	農業農村整備事業計画作成便覧	農業農村整備事業計画研究会	平成15年8月
3	農業農村整備事業のための河川協議の実務 2020年度版	農林水産省 農村振興局 整備部水資源課	令和3年9月
4	(その他) 各種農業水利施設の機能保全の手引き	農業農村整備部 会・技術小委員 会、農林水産省 農村振興局	最新版

(設計条件)

第2－2条 本業務の実施にあたっては、以下の点に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員と十分打合せを行い手戻りがないよう留意しなければならない。
- (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責

任において処理しなければならない。

(3) 本業務の対象範囲は、新庄土地改良区管内で次のとおりとする。

名 称	受益面積(ha)	備 考
国営土地改良事業新庄地区	2,496.5	令和7年度時点

(4) 施設内に立ち入る場合は、事前に監督職員と日程調整を行うものとする。

(貸与資料)

第2-3条 貸与資料は、次のとおりである。

番号	貸 与 資 料	数量
1	新庄農業水利事業誌	1 式
2	新庄地区河川協議申請図書 (写)	1 式
3	平成26年度 地域整備方向検討調査 新庄泉田川地区用水構想検討業務報告書	1 式
4	平成27年度 地域整備方向検討調査 新庄泉田川地区用水計画概定業務報告書	1 式
5	平成28年度 地域整備方向検討調査 新庄泉田川地区整備構想策定その他業務報告書	1 式
6	平成29年度 地域整備方向検討調査 新庄泉田川地区整備構想策定補足その他業務	1 式
7	平成30年度 地域整備方向検討調査 新庄泉田川地区事業構想策定業務	1 式
8	令和元年度 広域農業基盤整備管理調査 新庄泉田川地区施設規模影響検討調査業務	1 式
9	令和元年度 広域農業基盤整備管理調査 新庄泉田川地区対策手法検討調査業務	1 式
10	令和3年度 農業水利基本調査 新庄地区取水状況調査業務	1 式
11	令和4年度 農業水利基本調査 新庄地区取水状況調査業務	1 式
12	令和5年度 地域整備方向検討調査 新庄二期地区事業構想策定その他調査業務	1 式
13	令和5年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 新庄地区駒場頭首工他機能診断業務	1 式
14	令和6年度 地域整備方向検討調査 新庄二期地区事業構想策定業務	1 式
15	令和6年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 新庄地区2号幹線用水路その他機能診断業務	1 式
16	令和6年度 国営造成施設総合水利調整管理事業 新庄地区他河川協議方針その他検討業務	1 式
17	令和7年度 地域整備方向検討調査 新庄二期地域事業構想用水計画検討その他設計業務	1 式

(適用する図書及び貸与資料の取扱い)

第2-4条 第2-1条、第2-3条に示す適用する図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 適用する図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 適用する図書は、作業時点の最新版を用いることとし、作業中に改定された場合は、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。
- (4) 適用する図書及び貸与資料等で適用条件を選択する必要がある場合や適用する図書及び貸与資料以外の基準を適用する場合は、監督職員の指示を受けるものとする。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は、次のとおりである。

なお、作業内容の詳細は、別紙2の作業項目内訳表のとおりである。

[作業項目表]

作 業 項 目	数 量	備 考
1. 準備作業	1 式	
2. 施設計画	1 式	
3. 事業構想策定	1 式	

(作業の留意点)

第3-2条 作業の実施に際し、特に留意する点は次のとおりとする。

- (1) 作業実施の手順、方法及び作業内容の詳細について、監督職員と十分な連絡打合せを行い、作業に手戻りが生じないよう留意し、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 基礎諸元の決定及び水収支計算の算定にあたっては、監督職員と十分に打合せするとともに、本業務成果が水利権変更協議の基礎資料となることを考慮し資料作成を行うものとする。
- (3) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (4) 第2-1条、第2-3条、第2-4条及び共通仕様書に示す参考図書や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (5) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。

- ・「工事工種の体系化」は、

http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照

(業務写真における黒板情報の電子化)

第3-3条 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うこと

ができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」
(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

①黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

②受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黒板情報の電子的記入に関する取扱い

①受注者は、（１）の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

②本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記①に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）６ 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

③黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

（４）写真の納品

受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品に

URL(<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

（５）費用

機器の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、設計業務直接経費に含まれる。

第４章 打合せ

（打合せ）

第４－１条 設計共通仕様書第１－１０条に基づく打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには、管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第２回 中間打合せ（整備水準の検討）

第３回 中間打合せ（清水揚水機場の概略設計）

第４回 中間打合せ（事業構想策定）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。

第５章 成果物

（成果物）

第５－１条 成果物を設計共通仕様書第１－１７条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

（１）成果物の電子媒体（ＣＤ－Ｒ等）正副２部

- (2) 成果物の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

（成果物の提出先）

第 5－2 条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

山形県山形市飯沢62－2（最上川中流土地改良会館内）
東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所最上川支所

第 6 章 業務スライド

（業務スライドの試行）

第 6－1 条

- （1）本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和 7 年12月17日付け 7 農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知）に基づく試行業務である。
- （2）発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- （3）発注者又は受注者は、（2）の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- （4）変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- （5）（2）の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、（2）中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- （6）予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、（2）～（5）の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- （7）（6）の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- （8）（4）及び（7）の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が（2）、（6）の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- （9）業務スライドの試行に係る運用については、（1）に記載の通知に基づくものとする。

第 7 章 契約変更

（契約変更）

第 7－1 条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

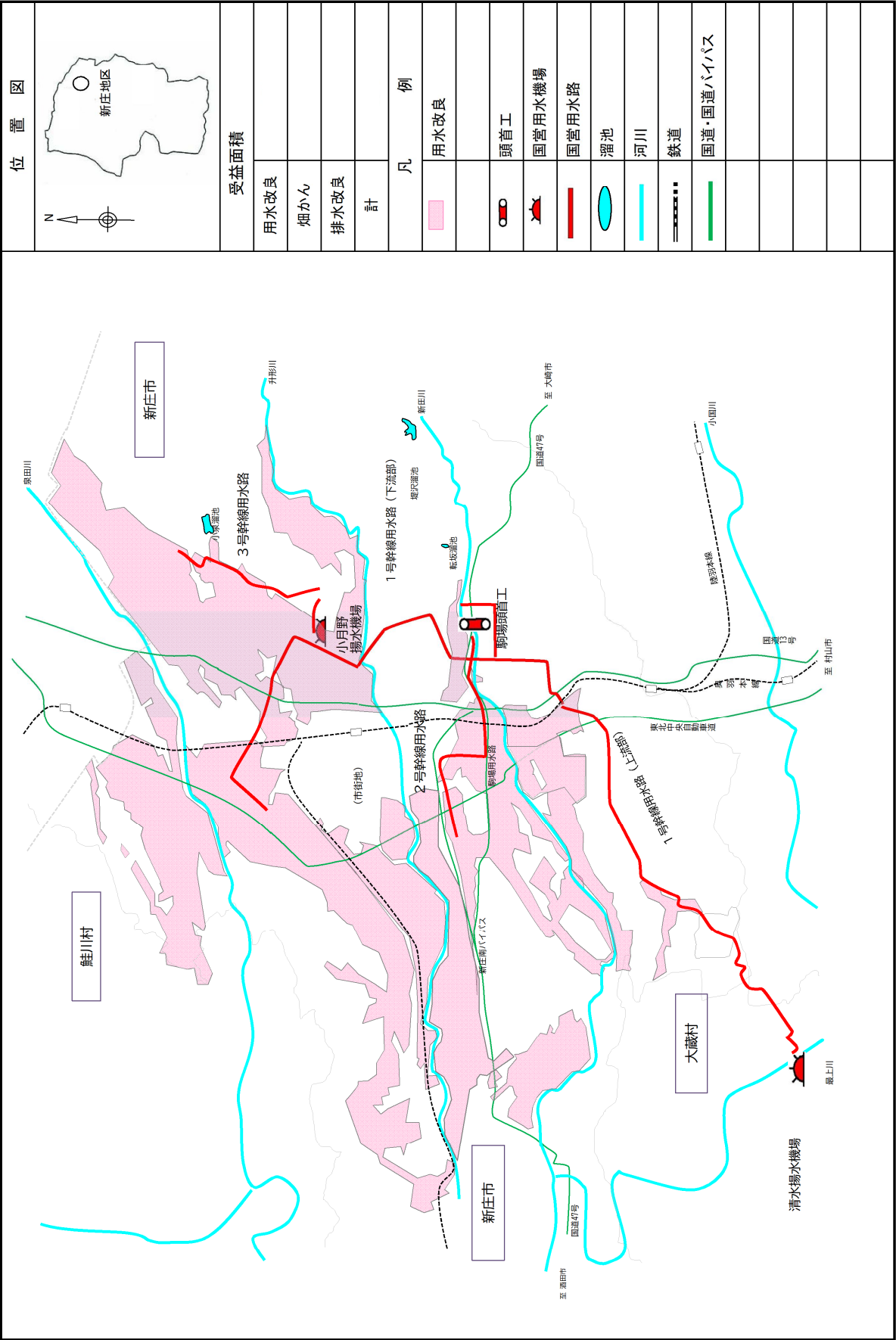
- （1）第 2－2 条に示す「設計条件」に変更が生じた場合
- （2）第 3－1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- （3）第 4－1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- （4）第 5－1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- （5）履行期間の変更が生じた場合
- （6）関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合
- （7）地区内旧堰及び施設毎の用水掛かり等の調査を変更追加する場合

- (8) 省エネルギー化・再生利用可能エネルギー利用促進計画（案）の作成を変更追加する場合
- (9) その他

第8章 定めなき事項

（定めなき事項）

第8－1条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。



別紙２「作業項目内訳表」

作 業 項 目	作 業 内 容	作業 実施欄
1 準備作業		
(1) 現地調査	作業に必要な現地調査を行う。	○
(2) 資料の検討	作業のための資料収集、貸与資料の内容を把握し、作業計画を樹立する。	○
2 施設計画		
(1) 整備水準の検討、資料作成	施設の機能診断結果を取り入れた各幹線用水路、揚水機場等の施設整備水準を検討し施設整備計画、概略設計の基礎資料を作成する。	○
(2) 清水揚水機場の概略設計	清水揚水機場の水利用を把握、分析し、期別による吐出水位（吐出量）について検討のほか、電気料金の低減、ポンプ設備の省エネルギーに資する機器導入等について検討を行い機場全体の改修、更新について概略設計を行う。また、工事計画を検討し、施工計画、図面等を作成する。 諸元（現況） 横軸両吸込渦巻ポンプ φ 1,000mm 2 台 φ 500mm 1 台	○
(3) 用水施設の概略設計	第 1 号幹線用水路、第 2 号幹線用水路、第 3 号幹線用水路の改修、更新について、整備水準の検討をもとに概略設計を行う。	○
(4) 照査	照査を実施し照査報告書の作成を行う。	○
(5) 点検取りまとめ	成果資料の取りまとめを行う。	○
3 事業構想策定		
(1) 事業構想策定	施設計画に基づき、概略事業構想を策定する。	○
(2) 概略事業費の算定	事業構想策定に基づき、事例単価や複合単価等により概算事業費を算定する。	○
(3) 照査	照査を実施し照査報告書の作成を行う。	○
(4) 点検取りまとめ	成果資料の取りまとめを行う。	○

作業実施欄の○印は本業務で計上している項目である。